



発議第3号

吉村美津子議員に反省を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び三芳町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月15日提出

三芳町議会議長 細谷 光弘 様

提出者 三芳町議会議員

内藤美佐子

賛成者 同

菊地浩二

賛成者 同

小松伸一

賛成者 同

林善美

賛成者 同

池上義典

提案理由

今定例会・一般質問での吉村美津子議員の発言は、議会の品位と秩序を損ない、町民の議会に対する信頼を著しく低下させる不適切なものでありました。議会は自らの言動に厳格であるべき立場にあります。よって、当該発言について深い反省を求め、同様の事態を再び招かぬよう議会の自浄作用を明確に示すため、本決議案を提案するものであります。決議を提出します。

吉村美津子議員に反省を求める決議（案）

令和7年第6回三芳町議会定例会において、12月5日の一般質問中、吉村美津子議員が行った発言は、議会の品位を損ない、円滑かつ公正な議事運営を阻害する不適切なものであった。特に、議長の指名に従わないことや、執行部及び町長に対して決めつけるような発言、及び、様々な不適切な発言は、議会の品位を貶める発言である。

当該発言については、すでに発言を調査し取消しを求める旨の動議が可決され、議会として発言の不当性は認識されている。しかしながら、当該議員は依然として発言の不当性を認めず、反省の態度も示していない。議会は、互いに敬意をもって議論を行い、住民の負託に応える責務を負うものである。

よって本議会は、吉村美津子議員に対し、今回の不適切発言について深く自省し、議会人として強く猛省することを求める。併せて、三芳町議会議員としての自覚と責任を改めて認識し、今後、このような不適切な言動を二度と繰り返すことのないよう強く要請する。

以上、決議する。

令和7年12月15日

埼玉県入間郡三芳町議会